

○岸和田市文化財保護条例

平成5年6月17日条例第22号

岸和田市文化財保護条例（抜粋）

第7章 岸和田市文化財保護審議会への諮問事項

第40条及び第41条 削除

（審議会への諮問）

第42条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、別に条例で設置する岸和田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

- （1） 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- （2） 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- （3） 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- （4） 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- （5） 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

2 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、必要と認める事項があるときは、審議会に諮問することができる。

第43条から第47条まで 削除